

売却区分番号	見積価額 (最低入札価額)	8,430,000円
税一4	公売保証金	900,000円
公売財産 の表示	1 土地の表示	
	所在	名古屋市熱田区三本松町
	地番	402番1
	地目	宅地
	地積	365. 00㎡
	持分	1億分の1164万853
	2 土地の表示	
	所在	名古屋市熱田区三本松町
	地番	402番3
	地目	宅地
	地積	31. 03㎡
	持分	1億分の1164万853
	3 土地の表示	
	所在	名古屋市熱田区三本松町
	地番	403番1
	地目	宅地
	地積	63. 21㎡
	持分	1億分の1164万853
	4 土地の表示	
	所在	名古屋市熱田区三本松町
	地番	403番2
	地目	宅地
	地積	13. 51㎡
	持分	1億分の1164万853
	5 一棟の建物の表示	
	所在	名古屋市熱田区三本松町402番地1
	構造	鉄筋コンクリート造瓦葺高床式2階建
	床面積	1階 151. 98㎡
		2階 154. 52㎡
	専有部分の建物の表示	
	家屋番号	三本松町402番1の3
	建物の名称	1－301

	種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 2階部分 74.02㎡ 昭和56年12月14日新築 6 主である建物の表示 家屋番号 403番1 種類 ポンプ室 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床面積 11.26㎡ 昭和56年12月14日新築 昭和57年3月18日規約設定 家屋番号三本松町402番1の3の共用部分 以上登記簿による表示		
使用状況等	1 所有者及び関係者が使用しています。 2 名古屋市は、令和8年6月16日に内部調査を実施しています。		
管理状況	1 神宮東第1コーポの管理は、神宮東第1コーポ住宅管理組合が行っています。 2 管理費等は次のとおりです。 (1)管理費 8,500円/月 (2)修繕積立金 4,000円/月 (3)水道料金 駐車場は、区分所有者が所有する住宅一戸につき1台分の専用使用権を有します。 3 管理費等の未納は、670,460円(令和8年4月20日現在。別途、遅延損害金等を請求される場合があります。)であり、買受人に承継されます。 4 公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利義務を承継します。		
公法上の規制	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	準工業地域	
	建ぺい率	60%	容積率 200%
	防火指定	防火地域(集団防火)	高度地区 絶対高31メートル高度地区
	その他法制限	緑化地域、大規模集客施設制限地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内(要安全配慮区域)、宅地造成工事規制区域	
接道状況	北側	幅員約6.0メートル舗装市道	等高接面
	東側	幅員約6.0メートル舗装市道	等高接面
地勢など	平坦地		
位置・交通	名鉄名古屋本線・名鉄常滑線「神宮前」駅から北東方 徒歩7分		
	市バス「名鉄神宮前」停留所から東方 徒歩5分		
注意事項	<一括換価> 1 公売財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括換価する財産です。 <公売財産の現況> 2 公売は 現況有姿 により行います。図面等は現況と異なる場合があります。 公売公告の内容と現況が異なる場合は現況が優先され、いかなる理由があっても		

	名古屋市に対して公売の取り消しや損害賠償を求めることはできません。 3 公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。名古屋市は関係資料を提供できません。 4 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は、行っておりません。 ＜買受後の法律関係＞ 5 名古屋市は、不動産の引渡しの義務を負いません。居住者等が買受人からの不動産の引渡しの請求に応じない場合には、買受人は明渡しを求める民事訴訟を提起し、その勝訴判決に基づいて引渡しを受けることとなります。 6 買受人は、公売財産の種類又は品質に関して不適合があったときでも、名古屋市に対して契約不適合責任を追及することができません。 7 公売財産内の動産の処分等は、買受人の責任において行うこととなります。 8 土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ＜公売手続＞ 9 公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 10 法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 11 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 12 公売財産に係る市税等の完納の事実が売却決定前又は買受人の買受代金の納付前に証明されたときなどは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 13 公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、買受人が買受代金を納付した時に買受人に移転します。したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産の損傷、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することとなります。 14 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 15 不動産公売の手続などの詳しい内容については、名古屋市公式ウェブサイト（https://www.city.nagoya.jp/）の公売Q&A等をご覧ください。
--	--

問い合わせ先	名古屋市 本陣市税事務所 特別滞納整理課 電話 （052）433－4039
--------	---